

災害時におけるどうぶつ医療の考え方

島村麻子（アニコムホールディングス） かんらん支部

はじめに

震災後 17 日目の 3 月 28 日。大震災発生後初めて東北の地に足を踏み入れた。その後すでに 13 回、東北と東京を行き来してきた。

「どうぶつ救援を通じて、飼い主さんの笑顔を少しでも取り戻す」をテーマに、言葉を失う光景と不安と戸惑いの中、無我夢中で活動してきた。終息にはまだまだほど遠い。特にこれからは、どうぶつ救援の中でも、医療、とりわけ予防医療の支援が重要性を増しているように思う。

災害時のどうぶつ救援

災害救助法23条では、救助の種類が定義されている。それをどうぶつに置き換えると、どうぶつ救援の種類も理解しやすい。同行避難、フード・用品等の供給、飼い主不明犬の保護や里親探し。23条4項の医療については、獣医師がいないと成り立たない。地震大国の日本で、3.5万人しかいない獣医師が、通常業務も維持しながら、どのような役割分担で災害救助に臨むべきなのか。もし東京が震源地だったら。などと今回は、強制的に考えさせられる機会をいただいた。震災後すぐは、電気も水道もガソリンもない中で、動物病院は通常通り機能できない。なんとか「ヒト（獣医師、運転手、スタッフ）」「モノ（車、医療物資など）」を確保して避難所等をまわって、診療していくしかない。

それと同時に、往診で対応しきれないケースにおいて、拠点となる病院が必要となってくる。拠点病院は、被災地外からのボランティアや支援物資の受取窓口としても重要な役割をもつことになり、事務対応、システム対応、広報などの機能も必要となり始める。

災害救助法

第23条 救助の種類は、次のとおりとする。

1. 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(一緒に／離れて)
住む場所

フード、用品

保護

捜索

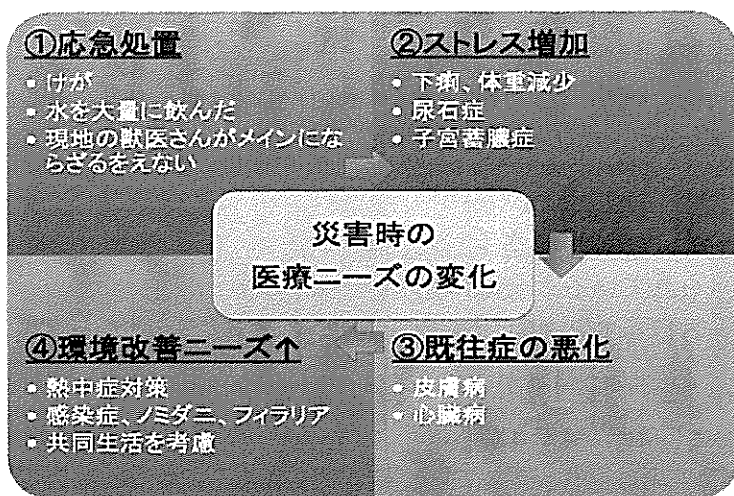
災害時のどうぶつ医療ニーズ

災害時には、どうぶつ医療ニーズが高まっている。そもそも、災害で人とどうぶつとの絆がより強くなっているからだ。震災をきっかけに、「自分は、こんなにこの子が大事だったんだ。」と気づく人もいる。たくさんの悲しみや絶望感の中、さらにどうぶつが心の支えになっていく。そんな大きな存在のどうぶつの具合が悪くなるようなものなら、飼い主さんの心配は増大する。そういった意味で、通常よりどうぶつ医療ニーズがベースアップしている。医療内容としては、災害そのものによるけがや事故、衰弱などもあったと思う。しかし、私が現地入りできた2週間後には、ほとんどそれは見



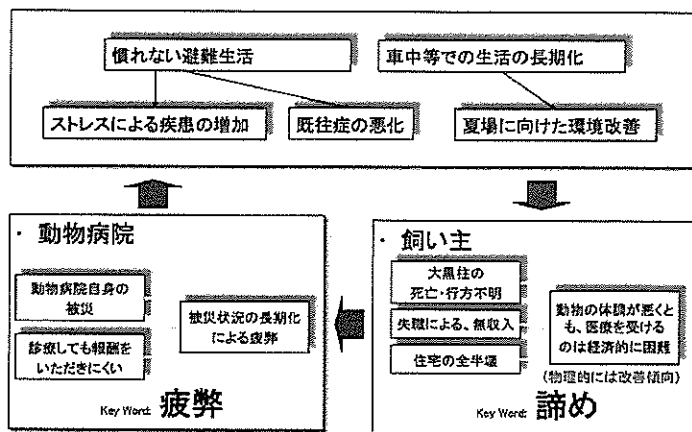
られなかった。よく目にしたのは、ストレスによるものと思われる下痢や体重減少、尿石症、子宮蓄膿症などだ。そして、病院に行けなかったことによって、既往症が悪化している様子も見られた。皮膚病、心臓病など、いわゆる慢性疾患が多い。また、季節要因および地理的要因も大きく影響するが、熱中症、外部・内部寄生虫症、感染症の対策の重要性が増していた。通常、予防医療は、飼い主の自己責任の範囲であり、飼い主さんの意識レベルに大きく左右されるものでもある。しかし、緊急時にはそうとも言ってられない。逆に、どうぶつの存在の大きさ重要性を再認識している今こそ、予防啓発に取り組めるチャンスでもある。ここで、どうぶつが苦手な方への配慮ができれば、今後どうぶつと一緒に暮らす社会につながっていく。被災地で今起こっていることは、被災地でない地域の将来に大きく関わっている。健康で、人見知りもしないどうぶつが、今までどうぶつに無関心だったヒトの心に明るい灯を灯すことだってある。避難所や仮

設住宅で、人気者になっているどうぶつもある。こういうどうぶつが増えれば、災害時だけでなく、通常時のどうぶつへの理解も進むだろう。そのためには、ズーノーシス対策だけでなくできる限り健康体であることが望まれている。



無断複写厳禁 Copyright anicom

諦める飼い主と、疲弊する動物病院



自衛隊等の活躍はめまぐるしく、1か月もすれば、かなりインフラが復旧してくる。それでも、動物病院に行かない飼い主さんは多い。地域によっては、そもそも動物病院にいく習慣があまりないこともあるが、ボランティア診療があるのでお金を払ってまで診療を受けようと思わないのだろう。もともと、家を無く

し、仕事を無くし、家計が厳しくなっている中、気にはなっているけれど動物病院の診療費まで用意できない。なかなか口にされないけれど、そうであろうことは容易に想像がついた。しかし、無償診療を続けていては、地元の復興につながらない。なんとか、地元の動物病院に足を運んでいただき、診療費を義援金で肩代わりする仕組みをつくりたいと思った。

被災者のペットの医療費助成

そこで、社団法人日本獣医師会や保険のプロである弊社社員にも相談しながら、医療費助成の仕組みを発案し、社団法人岩手県獣医師会、社団法人宮城県獣医師会、社団法人仙台市獣医師会、社団法人福島県獣医師会にて、実施に至った。無料健康相談を各動物病院で実施している旨を避難所等呼びかけ、来院を促し、そこで見つかった疾患に対する治療や必要な予防措置を行う。その際、被災者にご記入いただいた「被災者申立書」1枚あたり5,000円が、後日1ヶ月分まとめて各病院に振り込まれる。広報が十分に行き届かないなどの課題を抱えてはいるが、本制度を利用された飼い主さんからは、「話ができて安心した。」「スタッフの方に勇気づけられた。」「何かと出費がかさむので、本当に助かる。」「がんばって、この子と一緒に生きていきます。」と胸をうつ言葉が寄せられている。全国の想いのつまった義援金が、このように少しでも被災地の末端にまで届き、一頭でも多くの動物の健康が、多くの人の心を支え、地域の元気につながることを強く願っている。



災害時におけるどうぶつ「予防」医療の考え方

助成金は、「助ける」制度で、保険制度は「助け合い」制度だ。

保険制度では、予防は自己責任で行うものと考え、「助けあい」の対象にしないことで、保険料をなるべく低く抑え、予防していなくて、予防できる病気になっても「助け合い」の対象にならないとしている。

今回の被災地は、予防をあまりやっていない動物も多いように見受けられた。フィラリア陽性率は都市部に比べて高そうだし、お会いした飼い主さんに動物病院に行ったことないという方も多かった。そもそもそういった地域に、義援金をつかって予防医療を提供していくことは、ちゃんと予防をしている方からしてみれば、不公平に見えるかもしれない。

しかし、インフラの混乱、衛生環境の悪化、免疫力の低下、集団生活や山間の生活等で、感染症リスクが高まっている。どうぶつと一緒にいられる環境をつくるために、どうぶつが苦手な方に対しても理解をもとめていかななくてはならない状況にあって、避難所、仮設住宅へのどうぶつ同伴避難を実現したいのなら、感染症対策、衛生管理は、絶対条件だろう。

また、誤解を恐れず言えば、地元の動物病院さんへの経済的支援も行いたい。被災地のどうぶつ医療復興は、地元のどうぶつ病院の復旧・復興があってこそだ。ヒトと同様、かなりの数のどうぶつが亡くなっており、さらに県外への引っ越しもあり人口が減っている。数が減っても、飼い主さんの意識が高まり、医療ニーズの質が高まれば、動物病院の患者数が減っても、症例数は維持できるかもしれない。ヒトの心を温めてくれるどうぶつたちのために、地元の動物病院さんの復興は必須だ。

だから、ぜひぜひ、一緒に被災地の予防医療を応援してほしい。

【追記】

■アニマルメディア社発行インフォベッツ6月15日号に執筆致しました「考察・災害時におけるどうぶつ医療」から一部引用しております。

■より詳細な報告としては、アニコムグループ広報ブログ6月24日分からレポート「Animal Rescue-The Great Earthquake of Northeastern Japan Notes From a Volunteer Veterinarian」をダウンロードいただけます。

■読後のお声をお聞かせ頂けたら幸甚です。E-mail : a.shimamura@ani-com.com

